

所得控除一覧

■ 雑損控除

自己または親族等が有する資産について、災害、盗難、横領による損失が生じた場合、下記の金額を控除します。

控除額

前年の損失の金額－保険金等で補填される金額＝ A として下記により計算した金額

区分	控除額
損失の金額のうちの災害関連支出が5万円以下である場合	A －(総所得金額等×10%)
損失の金額のうちに5万円超の災害関連支出がある場合	A 一次のいずれか少ない金額 ・ A －(災害関連支出の金額－5万円) ・ 総所得金額等×10%
損失の金額の全てが災害関連支出である場合	A 一次のいずれか少ない金額 ・ 5万円 ・ 総所得金額等×10%

損失の金額

損失の金額は、次の①、②の合計額です。

- ① 資産について受けた損失額
- ② 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額（災害関連支出）

■ 医療費控除と医療費控除の特例

本人または生計を一にする配偶者、その他親族に係る医療費等を支払った場合、区分に応じて下記金額を控除します。

① 医療費控除

本人または生計を一にする配偶者、その他親族に係る医療費等を支払った場合。

② 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)

健康の保持増進、疾病の予防のため一定の取り組みを行っている者が、本人または生計を一にする配偶者、その他親族に係る特定一般用医薬品等を購入した場合。

※①と②の控除は併用できません。

控除額

区分	控除額
① 医療費控除 (最高 200 万円)	前年中に支払った医療費の額－保険金等で補填される金額－ (10 万円か総所得金額等の 5%のうちいずれか少ない金額)
②医療費控除の特例 (最高 88,000 円)	前年中の特定一般医療品等の購入金額－保険金等で補填され る金額－12,000 円

■ 社会保険料控除

自己または自己と生計を一にする配偶者、その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合、前年中に支払った金額を控除します。

対象となる主な保険料

- ① 健康保険・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度に係る保険料
- ② 厚生年金基金・国民年金基金の掛金、農業者年金・船員保険の保険料
- ③ 労災保険・雇用保険の保険料、恩給納金
- ④ 共済組合の掛金など

■ 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金を支払った場合、前年中に支払った金額を控除します。

対象となる掛金

- ① 小規模企業共済法に規定する共済契約の掛金
- ② 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金
- ③ 心身障害者扶養共済制度の掛金

■ 生命保険料控除

生命保険契約等、個人年金保険契約等、介護医療保険契約等の保険料を支払った場合、下記の額を控除します。

控除額

支払った保険料を下表のとおり区分し計算した控除額の合計額(上限 70,000 円)

区 分		支払った金額	控除額
新契約	一般生命保険料 介護保険料 個人年金保険料	12,000 円以下	支払額
		12,000 円超～32,000 円以下	支払額×1/2+6,000 円
		32,000 円超～56,000 円以下	支払額×1/4+14,000 円
		56,000 円超	28,000 円
旧契約	一般生命保険料 個人年金保険料	15,000 円以下	支払額
		15,000 円超～40,000 円以下	支払額×1/2+7,500 円
		40,000 円超～70,000 円以下	支払額×1/4+17,500 円
		70,000 円超	35,000 円
新契約と旧契約の両方がある場合※ (一般生命保険料・個人年金保険料)			上記の計算により求めた 控除額の合計 (上限 28,000 円)

※新契約と旧契約の双方について支払がある場合は、旧契約のみを選択することもできます。

■ 地震保険料控除

地震等損害保険契約等に係る保険料、長期損害保険契約等に係る保険料を支払った場合、下記の計算により算出した金額を控除します。

控除額

区 分	支払った金額	控除額
地震等損害保険契約	50,000 円以下	支払額×1/2
	50,000 円超	25,000 円
長期損害保険契約	5,000 円以下	支払額
	5,000 円超～15,000 円以下	支払額×1/2+2,500 円
	15,000 円超	10,000 円
上記の両方がある場合		上記の計算により求めた 控除額の合計 (上限 25,000 円)

■ 障害者控除

本人または同一生計配偶者もしくは扶養親族が障害者である場合、下記の金額を控除します。

控除額

区 分		控除額	
本人	障害者	260,000 円	
	特別障害者	300,000 円	
同一生計配偶者 または扶養親族	障害者	260,000 円	
	特別障害者	同居	530,000 円
		同居以外	300,000 円

※16 歳未満で扶養控除の適用がない者、配偶者控除の適用がない同一生計配偶者も、障害者控除の適用対象となります。

■ ひとり親控除

本人が、生計を一にする子を有する単身者の場合、一律 30 万円を控除します。

対象者

次の①から④を全てみたす方

- ① 現在未婚である(婚姻歴の有無、死別、離別を問わない)
- ② 生計を一にする子を有する(前年の総所得金額等が 48 万円以下)
- ③ 本人の前年の合計所得金額が 500 万円以下である
- ④ 事実上の婚姻関係にあたる者がいない(住民票の続柄に「夫(未届)」または「妻(未届)」の記載がない)

■ 寡婦控除

本人が現在未婚の寡婦である場合、一律 26 万円を控除します。

対象者

理由	共通要件	扶養要件	控除額
離 別	① 前年中の合計所得金額が 500 万円以下 ② 事実上の婚姻関係にあたる者がいない (住民票の続柄に「夫(未届)」または「妻(未届)」の記載がない)	扶養親族あり	26 万円
死 別 生死不明		要件なし	

※ひとり親控除と寡婦控除の併用はできません。

■ 勤労学生控除

本人が勤労学生である場合、下記の金額を控除します。

控除額

260,000 円

対象者

次の①～③のいずれかに該当し、合計所得金額が 75 万円以下かつ給与所得以外の所得が 10 万円以下の方。

- ① 学校教育法 1 条に規定する学校の学生、生徒または児童
- ② 学校法人、専修学校、各種学校の生徒で、一定の課程を履修する方
- ③ 認定職業訓練を受けるもので、一定の課程を履修する方

■ 配偶者控除

(老人) 控除対象配偶者を有する場合、下記の金額を控除します。

控除額

本人の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者 (70 歳以上)
900 万円以下	330,000 円	380,000 円
900 万円超～950 万円以下	220,000 円	260,000 円
950 万円超～1,000 万円以下	110,000 円	130,000 円

※本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、適用がありません。

対象となる配偶者

控除の対象となる配偶者は以下の①～④のいずれにも該当する配偶者です。内縁関係の場合は該当しません。

- ① 居住者と生計を一にする配偶者である
- ② 青色事業専従者給与の支払いを受けていない
- ③ 事業専従者に該当しない
- ④ 合計所得金額が 48 万円以下である

■ 配偶者特別控除

生計を一にする配偶者（青色専従者給与の支払いを受けている者、事業専従者を除く）で、控除対象配偶者に該当しない者を有する場合、下記の金額を控除します。ただし、夫婦がお互いにこの控除の適用を受けることはできません。

控除額

配偶者の 合計所得金額	本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

※本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合および配偶者の合計所得金額が133万円を超える場合は、適用はありません。

■ 扶養控除

控除対象扶養親族を有する場合、下記の金額を控除します。

控除額

区分		控除額
一般扶養親族		330,000円
特定扶養親族		450,000円
老人扶養親族 (70歳以上)	同居老親等	450,000円
	同居以外	380,000円

対象となる扶養親族

控除の対象となる親族は、次の①～④のいずれにも該当する方です。

- ① 配偶者以外の親族(六親等以内の血族、三親等以内の姻族)、児童福祉法の規定により里親に委託された児童、老人福祉法の規定により養護受託者に委託された老人で、生計を一にしている方。
- ② 青色事業専従者給与の支払いを受けていない。
- ③ 事業専従者に該当しない。
- ④ 合計所得金額が 48 万円以下である。

その他

- 一般扶養親族とは、扶養親族のうち 16 歳以上の方をいいます。
- 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、19 歳以上 23 歳未満の方をいいます。
- 同居老親等とは、70 歳以上の控除対象扶養親族のうち、本人または配偶者の直系尊属で、かつ同居をしている方をいいます。老人ホームに入居している方は含みません。

■ 基礎控除

控除額

合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	430,000 円
2,400 万円超 2,450 万円以下	290,000 円
2,450 万円超 2,500 万円以下	150,000 円
2,500 万円超	適用なし